

# 会員向けサービス利用規約

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

1. 本規約は、株式会社サイバーリンクス（以下、「当社」という）が提供する会員向けサービス（以下、「OCCA」という）の利用に関し、当社と会員の間に応用されるものとします。
2. 会員は、OCCAの利用にあたり、本規約に同意したものとみなします。

### 第2条（定義）

1. 本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。
  - (1) 会員とは、本規約に同意の上、OCCA利用に必要な個人情報及びその他当社が求める情報を登録していただき、当社がこれを承認した者をいいます。
  - (2) 当社は、OCCAの利用者を識別するため会員にIDを発行します。
  - (3) 会員は、「発注会員」と「受注会員」に分かれています。

### 第3条（規約の変更）

1. 当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、会員の利用条件等の内容は、変更後の新規約を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、当社所定のホームページに1か月間掲載することにより通知します。なお、掲載した日から1か月経過した日から新規約は効力を生じるものとします。

### 第4条（通知）

1. 当社は、OCCAに関連して会員に通知する場合には、当社所定のホームページに掲載する方法または登録情報として登録された電子メールアドレス・住所に宛てて電子メール・文書を送信する方法等、当社が適当と判断する方法で実施するものとします。

## 第2章 契約の成立

### 第5条（OCCA利用契約の成立）

1. OCCAの利用を希望する者（以下、「申込者」という）は、会員情報を登録した上で、当社が指定する方法で申込を行うものとし、当社がこれに対し承諾の通知を発信したときに、OCCA利用にかかる契約（以下、「OCCA利用契約」という）が成立するものとします。なお、申込者は、本規約の内容を承諾のうえ、申込を行うものとし、申込者が申込を行った時点で、当社は、申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときには、OCCA利用契約を締結しないことがあるものとします。
  - (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき
  - (2) 申込者がOCCAの利用にかかる料金の支払を怠るおそれがあるとき

- (3) サービスの提供が技術上困難なとき
- (4) 申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき
- (5) 第 27 条に定める表明、保証に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき
- (6) 当社の業務の遂行に支障があるときその他当社が不相当と判断したとき

### 第 3 章 利用料金

#### 第 6 条 (料金月)

- 1. OCCA の利用月は、当月 1 日から当月末日までとします。

#### 第 7 条 (OCCA 利用料金)

- 1. OCCA の利用料金は、別途掲載されている利用料金とします。
- 2. 当社は、各料金月の初日から末日まで (当該料金月の途中において OCCA 利用契約が開始または終了するときには、当該開始の日から、または当該終了の日まで) の利用料金を計算するものとします。
- 3. OCCA 利用開始日または OCCA 利用終了日が料金月の途中であっても日割計算しないものとします。
- 4. 利用料金にかかる消費税および地方消費税 (以下、「消費税等」という) 相当額は、OCCA 利用契約全体で合算された利用料金に対して算定されるものとします。なお、消費税等相当額の算定の際の税率は、当該算定時に税法上有効な税率とします。
- 5. OCCA の利用料金および消費税等相当額の算定に関して、1 円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

#### 第 8 条 (利用料金の支払方法)

- 1. 会員は、以下のいずれかの方法により利用料金を支払うものとします。
  - (1) 預金口座振替による方法
    - ① 会員は、当社指定の預金口座振替依頼書を OCCA 利用契約成立後、1 週間以内に提出することで、利用料金を預金口座振替で支払うものとします。
    - ② 当社は、預金口座振替手続き完了後に、利用開始月から当該利用月までの利用料金を初回の預金口座振替で振替えるものとします。
  - (2) クレジットカード決済による方法 (※現時点では利用できません)
    - ① 会員は、当社指定のカード決済委託業者の指定するカードでカード情報を登録することで、利用料金をカード決済で支払うものとします。
    - ② 当社は、カード情報手続き完了後に、利用開始月から当該利用月までの利用料金を初回のカード決済で決済するものとします。
- 2. 当社はいかなる場合にも受領した利用料金の返金には応じないものとします。

#### 第 9 条 (利用料金の支払条件)

- 1. 会員が利用料金の支払を怠ったときは、当社に対し、遅延日数に応じて年利 6.0%にて算

出した遅延損害金を支払うものとします。

2. 会員が利用料金及び消費税等相当額を支払期日までに支払わない場合、当社は会員に催告のうえ、OCCA の提供を停止することができるものとします。
3. 会員が利用料金を金融機関から振込む場合は、金融機関に対する振込手数料等は会員の負担とします。

#### 第 4 章 サービス利用上の注意事項

##### 第 10 条（会員情報）

1. 会員は、会員情報登録にあたっては「発注会員」と「受注会員」いずれかの会員区分により当社が求める情報を登録するものとします。
2. 会員は、会員情報に加えて、取り扱い品目や技術情報などを登録することができ、OCCA 利用が制限されている時間を除きいつでも追加、変更、削除することができます。ただし、公開は登録内容の承認後になります。
3. 会員情報は、会員本人が自ら登録することとし、当社が会員情報を登録または変更することはありません。ただし、会員本人または会員に準ずると当社が判断した方からの依頼があり、かつ当社がそれを了承した場合に限り、会員情報を登録または変更することができるものとします。
4. 発注会員は、取引先に受注会員登録を強制しないものとします。
5. 登録された会員情報は、他の会員から検索、閲覧できるものとします。ただし、閲覧情報には機密情報は含まないものとします。
6. 登録された会員情報のうち他の会員に公開される項目について当社が不適切と判断する場合は、変更の要求または当該箇所を削除することができるものとします。
7. 登録された会員情報は、当社が所定の確認をして承認された後、会員に「登録通知」をします。登録通知があるまでは OCCA は利用できません。会員登録が承認されなかった場合は、その旨を通知し会員情報を抹消することができるものとします。
8. 最終ログイン日から 1 年以上経過した場合、ご利用の意思なしと判断し、会員機能の一部停止または当社サイト上に保存されている情報の一部もしくは全部を抹消することができるものとします。

##### 第 11 条（バナー広告）

1. 受注会員は、有料でバナー広告を登録することができ、サービス利用が制限されている時間を除き、いつでも追加、変更、削除することができます。ただし、公開は登録内容の当社による承認後、掲載条件（掲載期間等）によるものとします。
2. 登録された情報及びバナー広告の内容について当社が不適切と判断する場合は、変更の要求または当該箇所を削除することができるものとします。
3. OCCA のサービス画面には、他の会員が掲載したバナー広告が表示されるものとします。
4. 受注会員は、有料バナー広告を掲載する場合は、別途利用料金に掲載されているバナー広告料金を支払うものとします。

#### 第 12 条（他の会員からの売り込み）

1. 会員は、他の会員からの売り込み等のコンタクトがあることを了承するものとします。ただし、コンタクトへの返答は会員の任意によるものとします。

#### 第 13 条（禁止事項）

1. 会員は、OCCA の利用において以下の行為を行わないものとします。
  - (1) 当社に対して虚偽の申告をする行為
  - (2) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為
  - (3) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為
  - (4) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への差別を助長し、または、当社もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為
  - (5) 本人の同意を得ることなく、または、詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
  - (6) OCCA の利用により利用することができる情報を改ざんまたは消去する行為
  - (7) 当社または第三者になりすまして OCCA を利用する行為
  - (8) 上記各号の他、法令もしくは公序良俗に違反する行為、当社の信用を毀損し、もしくは、当社の財産を侵害する行為、または、第三者に不利益を与える行為

#### 第 14 条（当事者間解決の原則）

1. 会員は、第三者の行為につき、前条各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当事者間で解決をはかるものとします。
2. 会員は、自己の行為につき、前条各号のいずれかに該当するとして当社または第三者から何らかのクレームが通知された場合、自己の責任と費用負担において当該クレームを処理、解決するものとします。

#### 第 15 条（トラブル処理）

1. 当社は、会員の行為が第 13 条各号のいずれかに該当すると判断した場合は、または前条第 2 項のクレームに関するトラブルが生じたことを知った場合、会員への事前通知なしに、会員が登録または公開する情報の一部もしくは全部の削除または不表示、あるいは第 21 条に基づく契約の解除等、当社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

#### 第 16 条（自己責任の原則）

1. 会員は、OCCA を利用するための ID、パスワードまたはメールアドレス等の管理について責任を持つものとし、これらが第三者に使用されたことにより会員に生じた損害については、当社は何ら責任を負わないものとします。また、これらの第三者の使用により発生した利用料金についても、すべて会員の負担とします。
2. 会員は、OCCA の利用に伴い、自己の責に帰する事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解

決するものとします。会員が OCCA の利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

#### 第 17 条（セキュリティの確保）

1. 当社は、OCCA 環境の安全を確保するために、OCCA 環境に当社所定のセキュリティ防護措置を講じるものとします。なお、当社は、OCCA 環境への不正なアクセスまたは OCCA の不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではありません。
2. 会員は、コンピュータ上で動作するソフトウェア（OCCA の一部として提供されるものを含む）には、既知及び未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとし、会員の判断において、当該ソフトウェアに対してライセンサーその他第三者より提供される修正ソフトウェアの適用その他必要な措置をとるものとします。
3. コンピュータ上で動作する基本ソフトウェア等のソフトウェアに存在する既知及び未知のセキュリティ脆弱性に起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

#### 第 18 条（機密情報の取り扱い）

1. 本規約において、機密情報とは、以下の情報をいうものとします。
  - (1) 機密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された会員の業務上、技術上、販売上の情報
  - (2) 会員の取引先情報
  - (3) 会員の取引情報
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、前項における機密情報から除くものとします。
  - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後機密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの
  - (2) 受領者が第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
  - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
3. 会員及び当社は、それぞれ相手方から開示された機密情報の機密を保持し、OCCA の利用のために（また当社においては OCCA の運営、開発等のために）知る必要のある自己の役員及び従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、会員及び当社は、機密情報の開示のために相手方から受領した資料（E-mail 等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「機密資料」という）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとします。
4. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、会員及び当社は、相手方の機密情報及び機密資料を当該第三者に開示、提供することができるものとします。
  - (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で機密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします。
  - (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内

で提供する場合

- (3) 当社が、本条に定める機密保持義務と同様の機密保持義務を書面で課して、OCCA に関する作業の一部もしくは全部を当該第三者に委託する場合
5. 会員及び当社は、相手方から開示された機密情報を、OCCA のためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとします。
6. 会員及び当社は、相手方から要求があった場合、または、OCCA 利用契約が終了した場合、遅滞なく機密資料（複製物がある場合はこれらを含む）を相手方に返却、または、破棄もしくは消去するものとします。なお、機密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、本条に定める機密保持義務は有効に存続するものとします。

#### 第 19 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社が取得する個人情報は以下の目的で使用します。
  - (1) OCCA 利用の際の会員審査
  - (2) OCCA 利用の際の会員の情報管理、経理処理等
  - (3) OCCA 利用の際の会員同士の商談
  - (4) お問い合わせ・ご相談への対応
  - (5) 郵便物の送付
  - (6) 各種サービスの提供
  - (7) 業務上必要な連絡、協力、交渉、商談、契約の履行
  - (8) 商品・サービス・セミナー・催し物のご案内の送付
  - (9) 商品・サービス・保守サポートのご提案・ご提供
  - (10) 商品・サービス開発のための調査・分析
2. 当社は OCCA 利用契約終了後も、前項の範囲内で本個人情報を利用できるものとします。
3. 当社が取得した個人情報は以下の場合、開示することができるものとします。
  - (1) 会員の同意がある場合
  - (2) 会員同士の商談に必要な場合
  - (3) OCCA 利用料金の回収のために提携先等へ開示する場合
  - (4) OCCA を提供するために必要な作業を委託するにあたり、一部もしくは全部を委託先に開示する場合
4. 当社から提供される個人情報の受領者は、当該個人情報を OCCA 以外の目的に利用する場合には、当該会員の同意を必要とし、また頒布、譲渡、販売等の方法を問わず第三者に提供しないものとします。

### 第 5 章 解約・解除（退会）

#### 第 20 条（会員によるサービスの解約）

1. 会員は、OCCA 利用契約を解約する場合は、当社所定の方法により解約手続きを行うこととし、当該解約手続きの完了をもって、OCCA 利用契約が解約されるものとします。この場合、会員は自己の責任において、当社からの解約に関する通知を確認するものとします。
2. 前項に基づき会員が退会した場合でも、当社は、既に受領した利用料金の返金には応じな

いものとします。

3. 会員が第1項により OCCA 利用契約を解約した場合、当社は会員情報を消去することができるものとします。

#### 第21条（当社による契約解除）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当したときには、会員に対して何らの通知催告をすることなく、OCCA 利用契約の一部もしくは全部を解除して会員に対する退会処分を行い、または OCCA の提供を停止することができるものとします。
  - (1) 本規定に違反する行為を行った場合において、勧告後相当期間を経過しても当該違反が是正されないとき
  - (2) 手形または小切手が不渡りとなったとき
  - (3) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けたとき
  - (4) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき
  - (5) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - (6) 監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたときであって、OCCA 利用契約を履行できないと合理的に見込まれるとき
  - (7) その他、当社が会員として不適当であると合理的に判断したとき
2. 前項に基づき会員が退会処分を受けた場合でも、当社は、既に受領した利用料金の返金には応じないものとします。
3. 第1項に基づき会員が退会処分を受けた場合、当社は会員情報を消去することができるものとします。

### 第6章 サービスの利用時間及びサービスの停止、変更、終了

#### 第22条（OCCA 利用時間）

1. OCCA の利用時間は、以下のとおりとします。
  - (1) 利用時間 24 時間 365 日。ただし毎日 23:00～24:00(日本時間) のシステムメンテナンス時間を除く。
2. OCCA の問合せ受付時間は、以下のとおりとします。
  - (1) 受付時間 土日祝及び年末年始を除く平日の 9:00～17:00 (日本時間)

#### 第23条（サービスの停止）

1. 当社は、前条の定めに関わらず、次の各号のいずれかに該当したときには、OCCA の一部もしくは全部を停止することができるものとします。
  - (1) OCCA の提供にあたり必要なシステム、設備等に障害が発生し、またはメンテナンス、保守もしくは工事等が必要となったとき
  - (2) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止するなど、当社以外の第三者の行為に起因して、OCCA の提供を行うことが困難になったとき

- (3) 非常事態の発生により、OCCA の提供が困難になったとき、または困難になる可能性のあるとき
  - (4) 法令規制、行政命令等により、OCCA の提供が困難になったとき
  - (5) その他、当社が業務上の必要からやむを得ない事情があると判断したとき
2. 当社は、前項に基づいて OCCA を停止したことにより会員または第三者に損害が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 24 条 (サービスの変更、終了)

- 1. 当社は、事前に会員に通知したうえで、OCCA の一部もしくは全部の内容を変更または終了することができるものとします。
- 2. 当社は、前項に基づいて OCCA を変更もしくは終了したことにより会員に損害が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとします。

### 第 7 章 その他

#### 第 25 条 (損害賠償及び免責)

- 1. 当社は、OCCA に関して会員に生じた損害について、当社に故意または重過失が認められる場合には、当該会員から受領した利用料金の 1 か月分に相当する額を上限としてその損害を賠償し、それ以外の損害については一切その責任を負わないものとします。
- 2. OCCA に関して会員と会員、会員と第三者との紛争が生じた場合、会員は自己の責任と費用で解決するものとし、当社に何ら迷惑をかけず、またこれにより当社が被った損害を補償するものとします。

#### 第 26 条 (権利譲渡等の禁止)

- 1. 会員は、当社の事前の承諾を得ることなく、OCCA 利用契約に基づく権利及び義務を、第三者に譲渡、貸与、承継させてはならないものとします。

#### 第 27 条 (反社会的勢力等の排除)

- 1. 会員及び当社は、OCCA 利用契約の締結にあたり、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）及び従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。
  - (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
  - (2) 資金や便宜の供与、及び不正の利益を図る目的での利用等、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者
- 2. 会員及び当社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないこと



を相手方に対して確約します。

- (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
- (2) 違法行為や不当要求行為
- (3) 業務を妨害する行為
- (4) 第三者の名誉や信用等を毀損する行為
- (5) 前各号に準ずる行為

#### 第 28 条 (合意管轄)

1. 本規約及び OCCA 利用契約に関する訴訟については、和歌山地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 29 条 (準拠法)

1. 本規約に関する準拠法は、日本法とします。

附則

2017 年 4 月 1 日 制定・施行

附則

2017 年 6 月 15 日 改定・施行